

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に的確に対応するとともに、継続的に企業の健全性を確保し、企業価値をさらに向上させていくためには、経営における透明性の向上、経営責任の明確化、スピーディーな意思決定と、経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化が必須であり、また当社グループの事業活動が、各種規制に基づいた事業であることから、コーポレート・ガバナンスの充実及びコンプライアンスの強化は極めて重要であると認識しており、この認識のもとで各種対策を実行しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4 株主総会における権利行使】

当社は、招集通知の英訳を実施しておりませんが、今後、機関投資家や外国人投資家の比率を踏まえ、実施を検討してまいります。

【補充原則4 - 2 - 1 取締役会の役割・責務】

当社は、取締役の報酬については、中長期的な業績及び企業価値の向上に資するインセンティブを付与すべきと考えております。今後、役員報酬体系の見直しに併せて、株式報酬の導入を検討してまいります。

【補充原則4 - 10 - 1 任意の仕組みの活用】

当社は、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役会には独立社外取締役3名が参加するとともに、取締役会とは別に独立社外取締役との協議の場を設けており、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・強化の目的で必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有する場合があります。毎年取締役会において、個別の政策保有株式の保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証しております。本年は、6月の取締役会において、銘柄毎に、株式数・取得価格・簿価・時価を明らかにした上で、上記観点から保有の適否を審議し、保有を継続する意義や合理性が薄れた政策保有株式については、時機を見ながら売却する方針といたしました。また、政策保有株式に係る議決権の行使については、保有目的と合わせて、その投資先の企業価値の向上に資する内容かどうかという観点をもとに議決権を行使する方針とし、この方針に沿った対応を行うことといたしました。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社では、当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、その取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、「取締役会規程」において関連当事者間取引を取締役会付議事項とし、取締役会において実際の個別取引に係る承認をし、又は報告の受領を通じて監視を行っています。また、関連当事者間取引に係る取締役会決議にあたって、法務担当部署によるリーガルチェックを実施しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、2011年10月より企業型確定拠出年金制度を導入しております。毎年、従業員に対し、運用機関・運用商品の選定や資産運用に関する教育機会を提供しているほか、入社時には企業型確定拠出年金制度の説明を行っています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループの企業理念、経営戦略、経営計画は、主に自社HPの下記URLにおいて開示し、その他株主通信、有価証券報告書等の媒体を活用し発信しております。

「企業理念」<https://www.nichco.jp/corporate/profile/philosophy/>

「経営戦略、経営計画」<https://www.nichco.jp/corporate/info/18742/>

(2)コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「[. 1. 基本的な考え方](#)」に記載のとおりです。

(3)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬総額の最高限度額について株主総会で決議しています。個別の報酬の額又はその算定方法については、各取締役の各年度における貢献度及び目標達成度等を総合的に考慮して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会(独立社外取締役3名が参加)、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議(独立社外取締役2名が参加)によりそれぞれ決定しております。

(4)取締役(監査等委員である取締役を除く。)・監査等委員である取締役の選解任と指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、取締役(監査等委員である取締役を除く。)として株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務と責任を全うできる人材(会社経営・経済環境に精通し高い能力を持つ者、当社事業環境に関する深い知識・経験を有する者等)を取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者として選任する方針としております。この方針に基づき、代表取締役が取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の原案を作成して取締役会(独立社外取締役3名が参加)に提案し、取締役会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者を決定しております。また、監査等委員である取締役については、経営における監査及び監査等委

員会の機能の重要性を理解し、監査等委員の職務と責任を全うできる人材(当社事業環境に関する深い知識・経験を有する者、財務・会計・法務に豊富な知見を有する者等)を監査等委員である取締役候補者として選任する方針に基づき、代表取締役が監査等委員である取締役候補者の原案を作成して、監査等委員会(独立社外取締役2名が参加)の同意を得て、取締役会に提案し、取締役会において監査等委員である取締役候補者を決定しております。さらに、取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役に法令・定款違反の他の職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じたときは、当該取締役の役位の解職その他の処分又は株主総会に対する解任議案の提出について、審議の上、決定いたします。

(5)取締役個々の選解任・指名についての説明

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役候補者の選任理由について、株主総会招集通知に記載し、ホームページにおいて開示しております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役を解任する場合は、その解任理由を株主総会招集通知に記載し、ホームページにおいて開示いたします。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、法令、定款及び取締役会規程に従い、経営方針・戦略、業務執行上の重要な事項を取締役会において判断・決定しております。また、経営陣に委任する事項は、職務権限規程及び業務分掌規程に定めており、その業務執行の状況について取締役会で報告を受け、監督機能の充実を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役については、東京証券取引所の独立性基準に加え、人格・識見に優れ、当社の経営に対して適切な助言・監督ができる者を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、業務執行と経営の監視機能を実効的に果たすため、会社経営・経済環境に精通し高い能力を持つ者、当社事業環境に関する深い知識・経験を有する者、財務・会計・法務に豊富な知見を有する者等から構成され、全体としてのバランス、多様性に配慮しております。現在、女性や外国人の取締役は選任しておりませんが、性別や国籍を問わず、適材適所を基本方針としております。また、取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名及び監査等委員である取締役3名で構成しております。なお、選任に関する方針・手続は本報告書の「1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1】」に記載のとおりです。

【補充原則4-11-2 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役の兼任数についてその役割・責務を適切に果たすために合理的な範囲にとどめており、その兼任状況は、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、2019年5月から6月にかけて、外部コンサルタントの意見を踏まえ、取締役を対象に、「取締役会の構成と運営」をはじめとする21項目からなる取締役会の実効性評価にかかるアンケートを実施し、取締役会において取締役会全体の実効性について分析・評価を行いました。その結果の概要是、昨年度と同様、全項目の評価において良好な結論を得ており、取締役会の実効性は確保できていると判断しております。なお、昨年度と比較し、独立社外取締役の活用については一定の改善が確認された一方で、更なる建設的な意見も提示されたことから、今回の評価結果を踏まえ、引き続き取締役会全体の実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】

当社は、社内取締役に対しては、役員の責務等について適宜適切な説明を行い、必要に応じて第三者機関による研修やセミナーを受講する機会を提供し、その費用は会社負担としています。また、社外取締役に対しては、当社の事業内容や経営課題等に関する理解を深めることを目的に、当社グループ各社の店舗・工場・事務所等の主要拠点を視察し、経営陣幹部や各部門から事業内容や経営課題等の説明を受ける機会を提供しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家の皆様に当社の経営・財務状況を積極的かつ公平、公正、タイムリーに情報開示し、適正な株価形成を目指し、IR活動を推進するため、以下のような体制を整えています。

(1)株主との対話を主に担当する部署及びこれを統括する役員

当社における株主との対話については、IR担当部門である経営企画部が担い、経営企画担当役員がこれを統括しております。

(2)関連部署との連携のための方策

当社ではIR担当部門である経営企画部が、総務部、広報部、経理部、財務部、その他各部門長、子会社役員との情報共有、情報収集に努めており、また、その協力体制を整えております。

(3)個別面談以外の取組み

当社は、株主総会、決算説明会、事業説明会、工場見学会、当社ホームページにおける情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただけるよう、活動を実施しております。

(4)経営陣幹部や取締役会に対するフィードバックのための方策

当社では、株主・投資家の皆様からのご提言などについて、その内容を担当役員等に定期的に報告し、経営陣へフィードバックを行う体制を構築しております。

(5)インサイダー情報の管理に関する方策

当社は、IRにおけるインサイダー取引防止体制として、決算情報について決算期末日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としています。また、内部情報管理規程を設け情報管理体制を整えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三津原 博	4,680,000	31.21
三津原 庸介	3,320,000	22.14
有限会社マックスプランニング	1,120,000	7.47

日本調剤従業員持株会	438,800	2.93
三津原 陽子	400,000	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	328,900	2.19
姚 恵子	269,300	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	241,700	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	164,800	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	135,800	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無	三津原博 三津原庸介
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

大株主の状況については、2019年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護については、関連当事者間取引の監視体制の中で実施されており、その内容は、本報告書の「[1. 基本的な考え方 \[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示\] \[原則1 - 7\]](#)」に記載のとおりです。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
恩地 祥光	他の会社の出身者										
ト部 忠史	弁護士										
東葭 新	公認会計士										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
恩地 祥光				経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、当社経営陣に対し十分な独立性を確保していると判断し、2019年6月26日開催の取締役会において独立役員に選任しております。
ト部 忠史				弁護士であり、法務に精通されており、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、当社経営陣に対し十分な独立性を確保していると判断し、2019年6月26日開催の取締役会において独立役員に選任しております。

東葭 新			公認会計士・税理士であり、財務・会計及び監査に関する充分な知識を有しており、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれがない、当社経営陣に対し十分な独立性を確保していると判断し、2019年6月26日開催の取締役会において独立役員に選任しております。
------	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務は、監査室及び監査等委員会付の使用人が補助します。取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するために、補助業務を担当する監査室及び監査等委員会付の使用人の異動、懲戒及び解雇については、監査等委員会の事前の同意を必要とします。また、人事考課については、監査等委員会の評価に基づき、常勤の監査等委員が行います。さらに、上記使用人は、監査等委員会の職務を補助する際は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は、年間を通じて必要に応じて情報交換を行い、監査機能の相互連携を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、2001年3月期より取締役及び従業員を対象としたストックオプション制度を実施しておりましたが、2008年3月期まで本制度による新株予約権の行使は終了しております。今後の同制度実施については未定です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っています。有価証券報告書については、当社のホームページにも掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2016年6月28日の株主総会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬は、年額10億円(うち社外取締役2000万円。使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役に対する報酬は年額5000万円をそれぞれ限度としております。第39期(2019年3月期)において支払われた取締役の報酬総額は、8億3000万円(うち社外取締役2800万円)であります。報酬の総額には、当期における役員退職慰労引当金の増加額6800万円(取締役分)を含んでおります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の業務に必要な手配業務を取締役会事務局において実施し、各役員へのサポート体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行の最高決定機関は取締役会であります。当社は、取締役会を毎月開催し、また必要がある場合、随時開催しております。第39期の取締役会は14回開催され、主に出退店、予算・決算、人事・労務、資金調達、規程整備、組織改編、M&A等が検討されました。個々の役員の出席状況は、全回出席者が15名中13名、1回欠席者が1名、2回欠席者が1名でした。当社の取締役会は、原則として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名(うち1名は社外取締役)及び監査等委員である取締役3名(うち2名は社外取締役)の全員の参加をもって議事を行うこととしております。

また、監査等委員会を組織しており、監査等委員相互の情報共有、効率的な監査を行う体制であります。監査等委員は3名(うち2名は社外取締役)であります。監査等委員会は月1回の定例会議を設けております。各人はそれぞれ法律、会計監査業務のプロフェッショナルであり、各人の視点から取締役会の職務遂行について厳正かつ有意義な監視を行っております。

なお、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。内部監査組織としては、内部監査機関として社内に監査室を設置し、これを社長直属の組織として位置付け、年度ごとの内部監査スケジュールに沿った内部監査を実施し、内部統制組織の有効性をモニタリングすることとしております。人員は室長1名、室員1名の2名体制でありますが、さらに人員の必要がある場合は、内部監査規程に基づいて、代表取締役の承認を得て、他部署の者を内部監査に就かせる支援体制が確立しております。

会計監査については、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任し、適正な会計処理及び経営の透明性確保を行っております。監査室と監査等委員会、会計監査人と監査室及び監査等委員会と会計監査人は、年間を通じて必要に応じて随時情報交換を行い、監査機能の相互連携を高めております。

<業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名(2019年3月期)>

指定有限責任社員 業務執行社員 水野 裕之 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 斎藤 毅文 有限責任監査法人 トーマツ

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2016年6月28日開催の第36期定時株主総会の決議を経て、会社の機関変更を行い、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。当社の規模、業容においては、監査等委員会設置会社が、当社における監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンスの充実に適していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催するよう努めています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使に対応しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2017年より、(株)ICJの議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR活動の体制については、コーポレートガバナンス・コードの原則に則り整備しております。内容は本報告書の「1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則5-1】」に記載のとおりです。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算、第2四半期決算発表後に実施しております。アナリスト・機関投資家への定期的な個別訪問・来社に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するホームページは「 https://www.nicho.co.jp/corporate/ir/ 」です。掲載している情報：決算短信、決算短信(英文)、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明資料、決算説明資料(英文)、株主通信等であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、経営企画部です。	
その他	海外投資家向けには適宜、海外IR活動を含め個別での対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章において、企業を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話をを行い、企業価値の向上を図る旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「真の医薬分業の実現」を企業理念とし、ジェネリック医薬品普及への取り組みを行っております。年々増加する国民医療費の削減を行うべく、ジェネリック医薬品の使用推進を行うことで薬剤費の削減を行っております。 また、これまでに、日本対がん協会への寄付、双葉町避難所におけるお薬相談コーナーの開設、小学校でのお薬教室の開催、中学生の職場体験受け入れ、社員を対象とした認知症サポーター養成講座の実施等、医薬・医療の専門家という立場から社会貢献活動に取り組んでいます。
その他	当社では取締役候補者は性別にこだわらず、人格、識見、能力をもとに選定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、社内において必要な業務・管理機能を所定の部組織に分割して担わせ、業務規程、権限規程の遵守を徹底することで、権限分離と内部統制を実現する業務運営を図ることとしております。

さらに内部統制システム構築の動きとして、2006年5月26日の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針の制定について決議(2016年6月28日の取締役会において一部改定)し、会社法に基づき、下記12項目についての考え方を定めてあります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
2. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
3. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
9. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
11. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又はその償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、社会の秩序・安全を脅かす反社会的勢力及び団体に対して、一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨む姿勢であります。

反社会的勢力及び団体に対しては、名目・理由・金額の多少を問わず、これらの者への利益供与を行わない旨、また不法、不当な要求には絶対応じない旨を、経営トップ以下、当社及び当社グループの全ての役職員へ周知徹底しております。

統括する部門を総務部と定めて、所轄の警察署等の関係行政機関、顧問弁護士等の専門機関との連携をとり、迅速に情報収集にあたるとともに速やかな対応をとるべく、努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

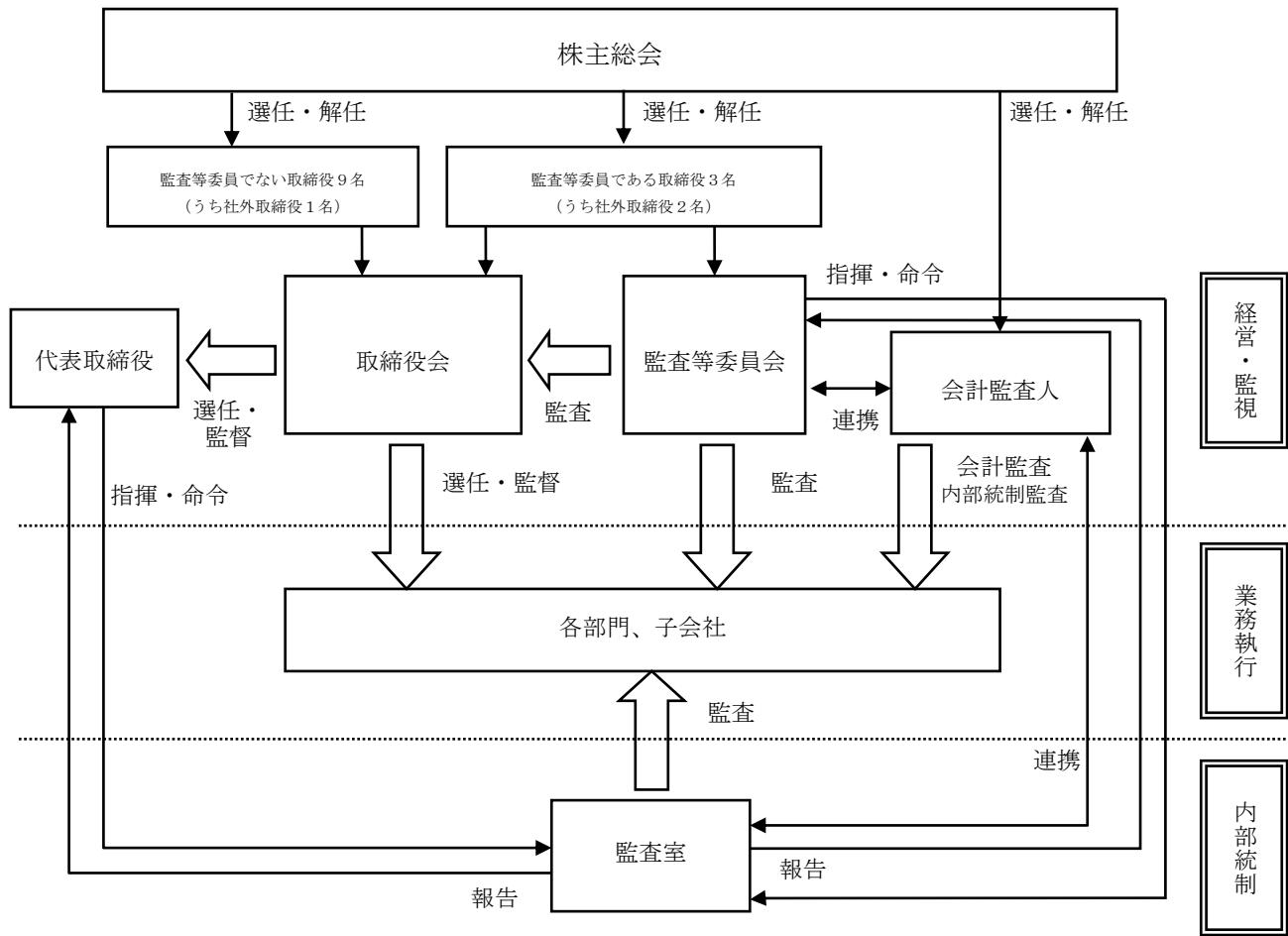
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図及び当社の適時開示フローについて、添付資料をご参照ください。

【添付資料】コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



【添付資料】日本調剤株式会社 適時開示フロー

